

企業トップは安全衛生方針を表明しましょう！

三田労働基準監督署

当署において、事業場などの安全衛生調査を実施しましたところ、企業トップの方が安全衛生方針を示していないところが目立ちます。

職場において労働災害防止対策や健康確保対策を推進するためには、企業トップの強いリーダーシップの下、関係者全員が一丸となって安全衛生活動を着実に実行し、職場から危険有害要因をなくすことが不可欠です。

このため、まず企業トップ自らが安全衛生管理の最高責任者として、労働者の安全と健康確保が最優先である旨の安全衛生方針を示し、そのうえで統括管理を行ってください。

[作成例]



〇〇〇〇株式会社

安全衛生方針

社旗又は社のシンボルマーク

安全衛生活動は、企業経営の基盤であり、我が社で働く人及び地域社会の安全・健康に及ぼす影響を最小限となるよう企業活動の中で安全衛生管理を徹底し、自負できる職場を目指します。

- 1 安全衛生関係法令及び社内基準を遵守し、より一層の安全衛生管理に努めます。
- 2 職場の危険有害要因の明確化と対策の優先度を定めるリスクアセスメントを実施し、“災害ゼロ”から“危険ゼロ”の安全で快適な職場づくりを推進します。
- 3 過重労働及びメンタルヘルスによる健康障害を防止するため、衛生管理体制の充実を図り、社員の健康確保対策を推進します。
- 4 全社員とのコミュニケーションを図り、全員参加の安全衛生活動を実行していきます。
- 5 社員教育及び社内広報活動を通じて、安全衛生意識の高揚に努めます。
- 6 安全衛生活動の実行に当たっては、適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

署名することが望ましい

代表取締役

〇〇〇 〇〇〇

[参考]

総括安全衛生管理者の職務について

労働安全衛生法では、事業場の規模と業種により総括安全衛生管理者を選任し、安全管理者・衛生管理者の指揮をさせるとともに、法令で定める職務（以下参照）を行うことが定められています。

また、総括安全衛生管理者は、当該事業場において、その事業の実施を統括管理する者（社長、支店長など）をもって充てなければならないとされています。

法令に基づき、企業トップを総括安全衛生管理者として選任している場合以外（例：副社長、専務、常務）でも、企業トップは安全衛生管理の最高責任者として、労働者の安全と健康確保に努めてください。

[職務内容]

- 1 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- 2 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- 3 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- 4 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- 5 安全衛生に関する方針の表明に関すること。

6 建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。

- 7 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

※ 総括安全衛生管理者の選任が必要でない事業場においても、企業トップは労働者に対して安全衛生に関する方針を表明し、統括管理を行ってください。